

市民のひろば

キッズボクシング U-15 全国大会で優勝

9月1日、東京都後楽園ホールで開催された第6回U-15ボクシング全国大会で、西合志南中学校1年の原田真都さん（新開）が、中学生37.5kg級で優勝しました。同大会では、4つのブロック（西部日本・中日本・西日本・東日本）に分かれ予選を行ない、各ブロックの勝者が聖地・後楽園ホールを舞台に、小学生12階級、中学生15階級で王座を争いました。

原田さんは、連覇を目指し日々練習に励んでいます。



目標はオリンピック出場です

自分の身は自分で守ろう 交通安全講習会

9月26日、上須屋学習センターで交通安全講習会が開催され、上須屋区約40人が参加しました。

代表2人が自転車シミュレーターを使った安全走行訓練を行ない、他の参加者もその様子をモニターで観賞して、実際に道路を走る際に注意すべき点などを学びました。その後、交通事故の現状や歩行時の安全対策についての講話が行なわれ、自分の身を自分で守るための交通ルールやマナーを再確認しました。



自転車シミュレーターを使った安全走行訓練

環境について考える 合志市エコまつり

9月28日、ヴィーブルで「未来へつながる“もったいない”」をテーマに、合志市エコまつりを開催しました。環境や資源の大切さについて考えることを目的とし、今年で4回目の開催になります。

当日は、さくらんぼ保育園の和太鼓演奏やエコサイエンスショー、ダンボール工作やゴミで作るリサイクルおもちゃなどの体験教室があり、多くの人でにぎわいました。



さくらんぼ保育園の和太鼓演奏

菊池たばこ販売協同組合 清掃ボランティア

9月18日、菊池たばこ販売協同組合（本田秀昭会長）が、西合志庁舎周辺の県道と市道沿い、ユーパレス弁天周辺の清掃活動を行ないました。

残暑の厳しい日差しの下、集まった組合員13人が、2時間かけて、たばこの吸い殻やペットボトル・空き缶などのごみを拾いました。

皆さんのおかげで、辺りの景観はより一層、緑が映えるようになりました。



毎年、美化作業を行なっています

11月はねんきん2月間です

問い合わせ先 健康づくり推進課 国民年金班（西合志庁舎） ☎(242)1183
熊本西年金事務所 ☎(353)0142

後納制度（国民年金保険料の納付可能期間の延長）をご利用ください

国民年金は、20歳から60歳までの40年の間に国民年金保険料を納めることで、満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかし、保険料を納めていない場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金が少なくなったり、受給できなくなる可能性があります。

このような事態を避けるため、保険料を納めることができる期間が過去2年から過去10年に延長となる後納制度が、平成27年9月30日まで利用できます。ただし、すでに老齢基礎年金の受給権をお持ちの人は利用できません。

なお、後納保険料を納付するためには、事前に申し込み審査することになります。審査の結果、後納制度を利用できない場合があります。詳細は、お問い合わせください。

●お問い合わせ先

国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570(011)050

「ねんきんネット」サービスが利用できます

ねんきんネットは、インターネットでも自分の年金記録を確認できるサービスです。日本年金機構のホームページから利用することができます。健康づくり推進課の窓口でもねんきんネットを利用した年金記録を受け取ることができます。

▼確認できる内容

- ・公的年金制度の加入履歴（共済組合加入期間は除く）
- ・国民年金保険料の納付状況 など

▼必要なもの

- ①運転免許証など顔写真付き証明（写真のない証明は、2種類以上の本人確認ができるもの）
- ②年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
- ③認め印

*代理人の場合は、委任状が必要です。詳細は、日本年金機構ホームページにも掲載しています。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>

障害基礎年金受給権者の「子の加算」届出はお済みですか

障害基礎年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している子どもがいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する人に加算を行っていました。

しかし、平成23年4月より障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった子どもがいる場合にも、届出によって加算を行なうことができますようになりました。

まだ、届出が済みでない人はお問い合わせください。

一日年金出張相談所を開設します

熊本西年金事務所では、無料の出張相談を行ないます。年金に関する相談、質問など気軽にお尋ねください。

▼とき

11月26日（火）
午前10時～午後3時

▼ところ

ゆめタウン光の森
本館1階（イーストコート）

*個人の記録に関する相談の場合は、基礎年金番号がわかるものと身分を証明するものが必要です。

詳しくは、熊本西年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料は 社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。

また、10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付した人は、翌年2月上旬に送付されます。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の照会は、控除証明書のがきに表示されている番号にお問い合わせください。

